

○大型車講習等実施要領の制定について（例規通達）

平成29年3月10日

佐本運免発第75号

改正 令和元年12月10日佐本運免発第369号

令和7年3月19日佐本運免発第87号

大型車講習等の実施要領については、大型車講習等実施要領の制定について（平成19年6月1日付け佐本運免発第95号。以下、「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、大型車講習等実施要領を見直し、別添のとおり大型車講習等実施要領を制定し、平成29年3月12日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達については、廃止する。

別添

大型車講習等実施要領

第1 目的

この実施要領は、大型車講習等の実施に関する規程（以下「規程」という。）第14条の規定に基づき、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第4号、第5号、第7号及び第8号に規定する講習（以下「大型車講習等」という。）の実施について必要な事項を定め、その事務処理の適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

第2 大型車講習等を行う施設等

- 1 大型車講習（法第108条の2第1項第4号に規定する講習のうち、大型免許に係る講習をいう。以下同じ。）、中型車講習（法第108条の2第1項第4号に規定する講習のうち、中型車免許に係る講習をいう。以下同じ。）、準中型車講習（法第108条の2第1項第4号に規定する講習のうち、準中型車免許に係る講習をいう。以下同じ。）、大型二輪車講習（法第108条の2第1項第5号に規定する講習のうち、大型二輪免許に係る講習をいう。以下同じ。）、普通二輪車講習（法第108条の2第1項第5号に規定する講習のうち、普通二輪免許に係る講習をいう。以下同じ。）、大型旅客車講習（法第108条の2第1項第7号に規定する講習のうち、大型第二種免許に係る講習をいう。以下同じ。）、中型旅客車講習（法第108条の2第1項第7号に規定する講習のうち、中型第二種免許に係る講習をいう。以下同じ。）及び普通旅客車講習（法第108条の2第1項第7号に規定する講習のうち、普通第二種免許に係る講習をいう。以下同じ。）は、次に定める要件を備えた施設等で行うものとする。

- (1) 講義を行う教室を有していること。
- (2) 危険予測に関する講習を行う技能コースを有していること。
- (3) 運転シミュレーターを有していること。

2 普通車講習（法第108条の2第1項第4号に規定する講習のうち、普通免許に係る講習をいう。以下同じ。）は、次に定める要件を備えた施設等で行うものとする。

- (1) 講義を行う教室を有していること。
- (2) 危険予測に関する講習を行う技能コースを有していること。

3 応急救護処置講習（法第108条の2第1項第8号に規定する講習をいう。以下同じ。）は、次に定める要件を備えた施設等で行うものとする。

- (1) 講義及び実技を行う教室を有していること。
- (2) 模擬人体装置を有していること。

第3 講習実施上の留意事項

1 大型車講習及び中型車講習

(1) 講習指導員数及び使用車両

各講習における講習指導員の数及び使用車両は、別表1「大型車講習及び中型車講習における指導及び実施要領」に定める基準に従うこと。

(2) 講習の内容

講習は、規程第3条に規定する講習科目、講習時間等及び別表1「大型車講習及び中型車講習における指導及び実施要領」に準拠し、講習指導案を作成し実施すること。また、講習は、別表1「大型車講習及び中型車講習における指導及び実施要領」に基づき課題を設定して行うこと。

2 準中型車講習

準中型免許を受けようとする者で、受講時において普通免許を受けているものに対しては、準中型自動車を使用した講習のみを実施し、受講時において普通免許を受けていないものに対しては、準中型自動車を使用した講習及び普通自動車を使用した講習を実施すること。

(1) 講習指導員数

準中型自動車を使用した講習の講習指導員の数は、別表2「準中型車講習における指導及び実施要領」に定める基準を満たすこと。また、普通自動車を使用した講習の実技における講習指導員は、1グループ3名以内の受講者に対し1名を基準とする。

(2) 講習の内容及び方法

ア 現に普通免許を受けている者

講習は、規程第3条に規定する講習科目、講習時間等及び別表2「準中型車講習における指導及び実施要領」に準拠し、講習指導案を作成して実施すること。

イ 現に普通免許を受けていない者

講習は、第3の2(2)アの準中型自動車を使用した講習を実施するとともに、規程第3条に規定する講習科目、講習時間等及び別表3「普通車講習指導要領」に準拠し、講習指導案を作成して実施すること。

普通自動車を使用した講習については、講習指導員1名に対し3名以内の受講者が同乗する複数講習を積極的に導入すること。

また、講習科目「4 高速道路での運転に必要な技能」については、運転シミュレーターの操作をもって実車走行に代えることができるものとする。

ウ 聴覚障害者に対する講習

聴覚障害者で、運転できる自動車等の種類を準中型自動車及び普通自動車に限定し、かつ、道路交通法施行規則第23条第1項（平成23年内閣府令第50号）の表聴力の項第2号に規定する特定後写鏡等（以下「特定後写鏡等」という。）を使用すべきこととする条件（以下「特定後写鏡等条件」という。）が付される者に対する別表2に掲げる「危険を予測した運転（実技）」については、単独講習を実施すること。また、実車講習を踏まえて行われる「危険を予測した運転（討議）」についても、特定後写鏡等条件が付される者に対して、必要な知識を習得させる必要があることから、講習指導員1名による個別の対話形式により行うこと。ただし、特定後写鏡等条件が付されている複数の者に対し、相互の意思疎通の手段が確保されているときは、複数受講を実施しても差し支えない。

なお、特定後写鏡等条件が付される者が、補聴器を使用している場合には、「危険を予測した運転（実技）」において実施する一部の講習を除き、補聴器を使用させても差し支えない。

(3) 使用車両

準中型自動車を使用した講習については、準中型自動車（貨物自動車に限る。）を使用し、普通自動車を使用した講習については、普通自動車の乗用車を使用すること。ただし、特定後写鏡等条件が付される者に対する講習には、それぞれ、特定後写鏡等を準中型自動車は車室外に、普通自動車は車室内において使用すること。

3 普通車講習

(1) 講習指導員の数

実技における講習指導員は、1 グループ 3 人以内の受講者に対し 1 人を基準とする。

(2) 講習内容

ア 講習は、規程第 3 条に規定する講習科目、講習時間等及び別表 3「普通車講習指導要領」に準拠し、講習指導案を作成して実施すること。また、講習においては、別表 3「普通車講習指導要領」に基づき課題を設定して行うとともに、講習指導員 1 人に対し 3 人以内の受講者が同乗する複数講習を積極的に導入すること。

イ 特定後写鏡等条件が付される者に対する別表 3「普通車講習指導要領」の講習項目 1「危険を予測した運転（実技）」については、単独講習を実施すること。また、実車講習を踏まえて行われる別表 3「普通車講習指導要領」の講習項目 2「危険予測ディスカッション（討議）」についても、規程第 3 条に規定する講習科目、講習時間等に定めるとおり、特定後写鏡等条件が付される者に対して、必要な知識を習得させる必要があることから、講習指導員 1 人による個別の対話形式により行うこと。ただし、特定後写鏡等条件が付される複数の者に対し、相互の意思疎通の手段が確保されているときは、複数講習を実施しても差し支えない。

なお、特定後写鏡等条件が付される者が、補聴器を使用している場合には、別表 3「普通車講習指導要領」の講習項目 1「危険を予測した運転（実技）」において実施する一部の講習を除き、補聴器を使用させても差し支えない。

(3) 使用車両

普通自動車を使用すること。ただし、特定後写鏡等条件が付されている者に対する講習は、特定後写鏡等を車室内において使用すること。

4 大型二輪車講習及び普通二輪車講習

(1) 講習指導員の数等

ア 実技における講習指導員は、受講者 3 人以内に対し 1 人を基準とする。

なお、講習指導員が 2 人以上となる場合は、中心となる主任の講習指導員を指定し、この者の指示により、効果的な講習を行うこと。

イ 聴覚障害者及び聴力に不安があるため講習を受けるに当たり安全を確保するための特別な対応を受けることを希望する受講者を含めて集団講習を行う場合には、何らかの不測の事態が発生した際にこれに対処できるように、無線による意思伝達装置を使用するなどの措置を講ずることにより、受講者の安全を確保すること。

(2) 講習の内容

講習は、規程第3条に規定する講習科目、講習時間等及び別表4「大型二輪車講習及び普通二輪車講習指導要領」に準拠し、講習指導案を作成して実施すること。また、講習は、別表4「大型二輪車講習及び普通二輪車講習指導要領」に基づき課題を設定して行うこと。

(3) 使用車両

ア 大型二輪車講習

AT限定大型二輪免許を受けようとする者に対しては当分の間、総排気量0.600リットル以上のAT限定大型自動二輪車、限定なし大型二輪免許を受けようとする者に対しては総排気量0.700リットル以上の大型自動二輪車を使用すること。

イ 普通二輪車講習

小型限定普通二輪免許を受けようとする者に対しては総排気量0.090リットル以上0.125リットル以下の普通自動二輪車、小型限定を除く普通二輪免許を受けようとする者に対しては総排気量0.300リットル以上の普通自動二輪車を使用すること。

5 大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習

(1) 講習指導員の数及び使用車両

各講習における講習指導員の数及び使用車両は、別表5「大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習における指導及び実施要領」に定める基準により行うこと。

(2) 講習の内容

講習は、規程第3条に規定する講習科目、講習時間等及び別表5「大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習における指導及び実施要領」に準拠し、講習指導案を作成して実施すること。また、講習は、別表5「大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習における指導及び実施要領」に基づき課題を設定して行うこと。

6 応急救護処置講習

(1) 講習指導員の数

講習指導員は、受講者10人以内に対し1人を基準とする。

(2) 講習の内容

講習は、規程第3条に規定する講習科目、講習時間等に準拠し、講習指導案を作成して実施すること。

(3) 講習の方法

実技のうち、気道確保、人工呼吸及び胸骨圧迫（心臓マッサージ）については、模

擬人体装置を使用することとし、次の割合で使用する。

ア 第一種免許に係る応急救護処置講習については、受講者4人に対して全身2体（全身1体及び半身1体でも差し支えないものとする。）の割合であること。

イ 第二種免許に係る応急救護処置講習については、受講者4人に対して全身2体（全身1体及び半身1体でも差し支えないものとする。）及び乳児1体の割合とする。

(4) 模擬人体装置

講習に使用する模擬人体装置は、次に掲げる基準に適合したものを使用すること。

ア 全身の模擬人体装置

胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保及び人工呼吸の手順を訓練することができ、かつ、次のいずれの機能をも有するものであること。

(ア) 胸骨圧迫（心臓マッサージ）

a 人体と同じような感覚で胸骨圧迫（心臓マッサージ）を実施できる構造であること。

b 圧迫の深さが視覚的に確認できること。

(イ) 気道確保

a 頭部後屈あご先挙上を行わないと気道が開通しない構造であること。

b 頭部後屈あご先挙上の状態が視覚的に確認できること。

(ウ) 人工呼吸

a 呼気吹き込みを行ったり止めたりすることに応じた胸の動き（上がったりがったり）が視覚的に確認できること。

b aの胸の動きが人体を模して滑らかであることが視覚的に確認できること。

c 呼気が逆流しない構造であること。

イ 半身の模擬人体装置

胸骨圧迫（心臓マッサージ）、気道確保及び人工呼吸の手順を訓練することができる機能を有するものであること。

(5) 留意事項

応急救護処置講習を実施させる場合は、次に掲げる事項に留意し、感染予防対策に万全を期すこと。

ア 実習前には、うがい及び手洗いを実施させること。

イ 模擬人体装置を使用して呼気吹き込み実習をおこなわせる場合には、受講生に対

し、事前に酒精綿（エタノール綿）を用いて模擬人体装置の口及び口中を十分に清拭させるとともに、使い捨て呼気吹き込み器具を使用し実施させること。

ウ 受講者が実習中に出血し、模擬人体装置に血液が付着した場合は、予備の模擬人体装置を使用してできる場合を除き、同装置を使用しての事後の実習は中止すること。

エ 受講時に、顔面や口周辺から出血がある受講者については、吹き込み実習は実施させないこと。

オ 実習後は、ディスポ肺の交換やフェイスマスク、気道部分の清掃など衛生面の配慮について怠りのないようにすること。

第4 事故防止

1 実技に当たっては、各種事故防止に万全を期するため、講習指導員に特段の配慮をさせるとともに、講習中の事故に備え、傷害保険等に参加させること。

2 講習中に事故が発生した時は、速やかに「大型車講習等事故発生報告書（別記様式）」により、講習受託者から交通部運転免許課長に報告させるものとする。

第5 天候不順時等の対応

大型二輪車講習及び普通二輪車講習の実施については、降雪等の悪天候により予定していた講習が困難な場合は、後日、講習日を指定して受講させること。

また、大型車講習、中型車講習、準中型車講習（準中型自動車を使用した講習）、大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習中の講習項目「悪条件下での運転」においては、場内コース又は道路において凍結の状態にある路面での自動車の走行を行うこととされているが、これを道路において行う場合は、安全が確保されている場合に限ること。

別表1

大型車講習及び中型車講習における指導及び実施要領

1 貨物自動車の特性を理解した運転	
講習細目	指導要領
1 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転	急激な運転や通常運転を行うことにより、どの程度の運転操作が貨物に影響を与えるか理解させ、それに応じた運転を修得させる。
2 貨物の荷崩れ、転落防止等を理解した運転	貨物輸送に配慮した運転ができるように、発進、加速、車線変更、減速、停止などの一連の運転行動が滑らかにできるよう訓練

	する。
3 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転	荷重がかかることにより、ハンドル及び制動効果が違うこと並びに発進時における動力の伝達方法の違いを理解させ、それに応じた運転を修得させる。

講習実施要領

1 講習の方法	(1) 本講習については、施設内のコースにおいて実施する。 (2) 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転操作を習得させる項目については、荷台の前部、後部及び車軸の上に当たる部分の3箇所に積荷を置き、場内コースを走行しながら運転操作が貨物に与える影響を視覚的に認識させること。 (3) 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転操作を習得させる項目については、荷台の後軸上に最大積載量の概ね50パーセント以上の貨物を積んで施設内のコースを走行し、貨物の運転操作に与える影響を体感させること。 (4) 講習中に貨物の積み降ろしを行う場合は、講習の中断時間が短い場合に限り行うこと。
2 講習指導員の数	本講習における講習指導員は、受講者1名に対し1名とする。
3 使用車両	(1) 大型車講習のうち、荷重が運転操作に与える影響を理解した運転の細目については、中型自動車又は準中型自動車を使用して行うことができる。 (2) 中型車講習のうち、荷重が運転操作に与える影響を理解した運転の細目については、準中型自動車を使用して行うことができる。

2 危険を予測した運転	
講習細目	指導要領
1 危険要因のとらえ方	絶えず変化する道路上の危険要因（情報）をより早く、より広く、より深くとらえさせ、これらの情報を取捨選別する方法について訓練させる。
2 起こり得る危険の予測	とらえた危険要因（情報）ごとに、危険予測の仕方について解説指導し、顕在的・潜在的危険を予測させる。 個癖にとらわれた予測を払拭し、どの危険に対してどのような

	予測をするか個々具体的に指導し、受講者にも順次危険要因を拾い上げさせ予測の仕方を定着させる。
3 危険の少ない運転行動の選び方	入手した情報により予測した危険について、安全な回避行動を選択させる。 貨物輸送の運転者として、一般の運転者より安全な運転行動の必要性を理解させるとともに、余裕を持った回避行動を定着させる。
4 道路及び交通の状況に応じた速度による運転の仕方	大型自動車及び中型自動車の特性を理解させた上、道路及び交通に応じた速度での運転の仕方を指導する。
講習実施要領	
1 講習の方法	(1) 観察学習（自動車の運転を想定し、他人の運転を観察させることによる講習。以下「観察学習」という。）及び、コメンタリードライビング（受講者が自動車の運転を通じ、見たり、感じたり、思ったりした危険に関する様々な情報を運転しながら短い言葉でコメントすることによる講習。以下「コメンタリードライビング」という。）を行うこと。 また、観察学習についてのみ、複数講習（自動車の運転に関する実技の講習を自動車により行う場合に、講習指導員が受講者の運転する自動車に他の受講者1人又は2人と乗車し、又は講習指導員の運転する自動車に3人以下の受講者を同乗させて指導する方法による講習。以下「複数講習」という。）又は運転シミュレーターによる講習を行うことができるものとする。ただし、複数講習を行う場合は、それぞれ受講者の運転できる機会が均等になるよう配慮すること。また、運転シミュレーターによる講習を行う場合は、講習指導員1人が同時に3人以内の受講者に対し講習を行う（以下「集団講習」という。）ことができるものとする。 (2) 上記(1)の方法による講習を行った後、引き続き講習項目3「危険予測ディスカッション」を行う方法により、2時間連続して行うこと。 (3) 受講者の運転による講習は、その直後に講習項目3「危険予測ディスカッション」が行われることを踏まえ、討議の素材となる危険場面があった場合、受講者に何らかの印象付けをさせるように努めること。 (4) 複数の受講者により行う場合については、次の方法によることができるものとす

る。

ア 観察学習を複数講習で行う場合は、それぞれの受講者の運転する機会をコメントリードライビングとして行うこと。

イ 観察学習を運転シミュレーターと複数講習で行う場合については、それぞれの受講者の運転する機会をコメントリードライビングとして行うこと。

2 講習指導員の数

観察学習について複数講習及び運転シミュレーターによる講習を行う場合は、上記1(1)に基づく講習指導員数とする。

3 危険予測ディスカッション	
講習細目	指導要領
1 危険予測の重要性	視聴覚教材等必要な教材を用い、かつ、具体的な事例を挙げて「危険予測の意義、重要性」について説明する。
2 走行中の危険場面	直前に実施された「危険を予測した運転」における走行中の場면을素材にして、受講者に危険場면을抽出させる。その際、できるだけ受講者からの発言を引き出し、不足している内容について講習指導員が補足説明するよう心掛ける。
3 起こり得る危険の予測	それぞれの危険場面において起こり得る危険を予測させ、それがなぜ危険なのかを理解させる。
4 より危険の少ない運転行動	予測させる危険に対してとる運転行動のうち、どのような運転行動をとることが最も安全であるかを考えさせる。

講習実施要領
1 講習方法 (1) 講習項目2「危険を予測した運転」を行った後、引き続き連続して本講習を行わせること。 (2) 講習指導員の一方的な説明に終わることなく、できるだけ受講者の考え方や疑問を引き出し、発言させること。 また、ディスカッションの素材となりやすい場所や危険場面の写真等をあらかじめ準備しておき、これを効果的に活用した講習を行うなど、実施方法について工夫する

こと。

(3) 本講習における講習指導員は、できるだけ直前に行った講習項目2「危険を予測した運転」における講習指導員が引き続き行うこと。

(4) 本講習における受講者の数は、受講者全員がディスカッションに参加できる適正な人数とすること。

4 夜間の運転	
講習細目	指導要領
1 夜間における運転視界の確保の仕方	前照灯の照射角度により視界に差があることを理解させるとともに、視界確保の仕方について修得させる。
2 夜間における道路交通に係る情報のとらえ方	蒸発現象や眩惑等、夜間特有の現象を理解させ、早期的確な情報のとらえ方について修得させる。
3 夜間における運転の仕方	前照灯の切り替え等、夜間におけるよりよい運転方法を理解させ、反復指導してこれを修得させる。
講習実施要領	
1 講習方法	
(1) 日没後の道路における講習を原則とすること。	
(2) ただし、上記(1)の方法に代えて次の方法により行うことができるものとする。	
ア 運転シミュレーターを使用して行うもの。	
イ 講習の一部として、日没後に運転シミュレーターによる講習、暗室における講習、施設内のコースにおける講習により夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き道路における講習を行うもの（ただし、講習から講習への移動時間の短い場合に限る。）。	
(3) 上記(1)及び(2)により講習を行うことができない場合、日没に近接した時間に行うものであって、講習の一部として運転シミュレーターによる講習又は暗室による講習により、夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き施設内のコースにおいて擬似薄暮時走行を行う（ただし、講習から講習への移動時間の短い場合に限る）講習方法により実施すること。	
なお、講習中に日没となった場合は、道路における講習を行っても差し支えないものとする。	
(4) 本講習については、次のことに留意すること。	

ア 日没とは、太陽の上限が地平線又は水平線に没したときを指し、具体的には国立天文台が発表する各地の日没時間によること。

イ 擬似薄暮時走行については、色つきゴーグル（透過率40%の黒色レンズで、レンズ面以外の部分からゴーグル内部へ光の進入が遮断できるもの。）を使用すること。

また、あらかじめ施設内のコースにおける周回コース、幹線コース又は坂道コース等を含むコースを設定するとともに、コース上に走行する四輪車等を混入させ行うこと。

ウ 道路における講習を行う場合は、中央分離帯のないコースで行うこと（設定されたコースに至るまでは中央分離帯のあるコースを走行しても差し支えないものとするが、設定できる範囲で可能な限り距離の長いものを設定すること。）。

2 講習指導員の数

(1) 本講習を運転シミュレーターにより行う場合は、集団講習によることができるものとする。

(2) 暗室における講習については、施設の規模により適正な講習が実施できる人数とすること。

5 悪条件下での運転	
講習細目	指導要領
1 積雪、凍結道路の運転の仕方	積雪、凍結路面において急ブレーキや急ハンドル操作を実施させ、その危険性を理解させるとともに、早めの制動や十分な車間距離等、安全な走行方法について訓練させる。
2 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方	視界不良の場合における視界の確保方法及び危険要因の早期発見方法を修得させ、早めの制動や十分な車間距離の確保等、安全な走行方法について訓練させる。
3 豪雨、強風下での運転の仕方	豪雨及び強風下における車体への影響を理解させるとともに、同状況下における安全な走行方法について訓練させる。
4 道路冠水の場合の措置	冠水部分における走行可否のみきわめ方法を修得させるとともに、通過後の安全確認等を理解させる。
講習実施要領	
1 講習方法	
(1) 道路又は施設内のコースにおいて実際の悪条件下の運転に係る講習を行う場合は、	

凍結又は積雪状態にある路面での走行に限らせること。

また、上記方法により教習を行う場合は、安全確保がなされている場合に限ること。

(2) ただし、上記(1)の方法に代えて次の方法により行うことができるものとする。

ア 運転シミュレーターを使用して行うもの。

イ スキッドコース又はスキッド講習車を使用するもの（以下「スキッド講習」という。）

ウ 講習の一部として運転シミュレーターによる講習を行った後、引き続き上記(1)の方法による講習を行うもの（ただし、講習から講習への移動時間が短い場合に限る。）。

(3) なお、道路における講習又は施設内のコースにおける講習において、実際の悪条件下における運転に係る講習を行う場合、又は、スキッド講習を行う場合（悪条件の一部での走行のみの場合）については、他の悪条件下における運転に係る留意点について口頭で細く説明すること。

2 講習指導員の数

運転シミュレーターによる講習又はスキッド講習を行う場合は、集団講習によることができるものとする。ただし、上記方法によりスキッド講習を集団で行う場合は、運転しない他の受講者は安全な場所で見学する方法によるものとする。

3 使用車両

(1) 大型車講習にあつては、大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。

(2) 中型車講習にあつては、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。

別表 2

準中型車講習における指導及び実施要領

1 貨物自動車の特性を理解した運転	
講習細目	指導要領
1 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転	急激な運転や通常運転を行うことにより、どの程度の運転操作が貨物に影響を与えるか理解させ、それに応じた運転を修得させる。
2 貨物の荷崩れ、転落防止等を理解した運転	貨物輸送に配慮した運転ができるように、発進、加速、車線変更、減速、停止などの一連の運転行動が滑らかにできるよう訓練

	する。
3 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転	荷重がかかることにより、ハンドル及び制動効果が違うこと並びに発進時における動力の伝達方法の違いを理解させ、それに合った運転を修得させる。
講習実施要領	
1 講習の方法	(1) 本講習については、施設内のコースにおいて実施する。 (2) 運転操作が貨物に与える影響を理解した運転操作を習得させる項目については、荷台の1箇所に積荷を置き、場内コースを走行しながら運転操作が貨物に与える影響を視覚的に認識させること。 (3) 荷重が運転操作に与える影響を理解した運転操作を習得させる項目については、荷台の後軸上に最大積載量の概ね50パーセント以上の貨物を積んで施設内のコースを走行し、貨物の運転操作に与える影響を体感させること。 (4) 講習中に貨物の積み降ろしを行う場合は、講習の中断時間が短い場合に限り行うこと。
2 講習指導員の数	本講習における講習指導員は、受講者1名に対し1名とする。
3 使用車両	準中型車（貨物自動車に限る）を使用する。

2 危険を予測した運転	
講習細目	指導要領
1 危険要因のとらえ方	絶えず変化する道路上の危険要因（情報）をより早く、より広く、より深くとらえさせ、これらの情報を取捨選別する方法について訓練させる。
2 起こり得る危険の予測	とらえた危険要因（情報）ごとに、危険予測の仕方について解説指導し、顕在的・潜在的危険を予測させる。 個癖にとらわれた予測を払拭し、どの危険に対してどのような予測をするか個々具体的に指導し、受講者にも順次危険要因を拾い上げさせ予測の仕方を定着させる。
3 危険の少ない運転行動	入手した情報により予測した危険について、安全な回避行動を

の選び方	選択させる。 貨物輸送の運転者として、一般の運転者より安全な運転行動の必要性を理解させるとともに、余裕を持った回避行動を定着させる。
4 道路及び交通の状況に応じた速度による運転の仕方	準中型自動車の特性を理解させた上、道路及び交通に応じた速度での運転の仕方を指導する。
講習実施要領	
1 講習の方法	(1) 観察学習及びコメンタリードライビングを行うこと。 また、観察学習についてのみ、複数講習又は運転シミュレーターによる講習を行うことができるものとする。ただし、複数講習を行う場合は、集団講習を行うことができるものとする。 (2) 上記(1)の方法による講習を行った後、引き続き講習項目3「危険予測ディスカッション」を行う方法により、2時間連続して行うこと。 (3) 受講者の運転による講習は、その直後に講習項目3「危険予測ディスカッション」が行われることを踏まえ、討議の素材となる危険場面があった場合、受講者に何らかの印象付けをさせるように努めること。 (4) 複数の受講者により行う場合については、次の方法によることができるものとする。 ア 観察学習を複数講習で行う場合は、それぞれの受講者の運転する機会をコメンタリードライビングとして行うこと。 イ 観察学習を運転シミュレーターと複数講習で行う場合については、それぞれの受講者の運転する機会をコメンタリードライビングとして行うこと。
2 講習指導員の数	観察学習について複数講習及び運転シミュレーターによる講習を行う場合は、上記1(1)に基づく講習指導員数とする。
3 特定後写鏡等条件が付される者に対する講習	特定後写鏡等条件が付される者に対しては、上記の指導を行う前に、コースにおける実車走行により、次の要領により指導を行う。 ① 緊急自動車が接近してきたことを周囲の交通の状況から視覚により認知し、対応す

るために必要な技能について、車室内の後方をカーテンで覆った状態で後方の車両の有無を確認するなどして行う。

- ② 狭い道路から広い道路に後退し、又は道路外から道路に後退するときにおける危険を予測した運転に必要な技能について、他の車両を模した自動車その他の物を設置するとともに、車両から降車して確認を行わせる。

3 危険予測ディスカッション	
講習細目	指導要領
1 危険予測の重要性	視聴覚教材等必要な教材を用い、かつ、具体的な事例を挙げて「危険予測の意義、重要性」について説明する。
2 走行中の危険場面	直前に実施された「危険を予測した運転」における走行中の場面を素材にして、受講者に危険場面を抽出させる。その際、できるだけ受講者からの発言を引き出し、不足している内容について講習指導員が補足説明するよう心掛ける。
3 起こり得る危険の予測	それぞれの危険場面において起こり得る危険を予測させ、それがなぜ危険なのかを理解させる。
4 より危険の少ない運転行動	予測させる危険に対してとる運転行動のうち、どのような運転行動をとることが最も安全であるかを考えさせる。
講習実施要領	
1 講習方法	
(1) 講習項目2「危険を予測した運転」を行った後、引き続き連続して本講習を行わせること。	
(2) 講習指導員の一方的な説明に終わることなく、できるだけ受講者の考え方や疑問を引き出し、発言させること。	
また、ディスカッションの素材となりやすい場所や危険場面の写真等をあらかじめ準備しておき、これを効果的に活用した講習を行うなど、実施方法について工夫すること。	
(3) 本講習における講習指導員は、できるだけ直前に行った講習項目2「危険を予測した運転」における講習指導員が引き続き行うこと。	
(4) 本講習における受講者の数は、受講者全員がディスカッションに参加できる適正な	

人数とすること。

2 特定後写鏡等条件が付される者に対する講習

特定後写鏡等条件が付される者に対しては、特に次の事項について、対話形式により行う。また、運転する場合に危険を感じる場面への対処に関し、質疑を行うほか、今後、運転を実際に行い気付いた事項について警察への連絡を依頼する。

- ① 交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険があるおそれがある交通の状況及び当該状況における安全な運転の方法
- ② 特定後写鏡等条件で運転する場合に遵守すべき事項（特定後写鏡等の意義及び聴覚障害者標識の意義）

4 夜間の運転	
講習細目	指導要領
1 夜間における運転視界の確保の仕方	前照灯の照射角度により視界に差があることを理解させるとともに、視界確保の仕方について修得させる。
2 夜間における道路交通に係る情報のとらえ方	蒸発現象や眩惑等、夜間特有の現象を理解させ、早期的確な情報のとらえ方について修得させる。
3 夜間における運転の仕方	前照灯の切り替え等、夜間におけるよりよい運転方法を理解させ、反復指導してこれを修得させる。
講習実施要領	
1 講習方法	(1) 日没後の道路における講習を原則とすること。 (2) ただし、上記(1)の方法に代えて次の方法により行うことができるものとする。 ア 運転シミュレーターを使用して行うもの。 イ 講習の一部として、日没後に運転シミュレーターによる講習、暗室における講習、施設内のコースにおける講習により夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き道路における講習を行うもの（ただし、講習から講習への移動時間の短い場合に限る。）。 (3) 上記(1)及び(2)により講習を行うことができない場合、日没に近接した時間に行うものであって、講習の一部として運転シミュレーターによる講習又は暗室による講習により、夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き施設内のコースにおいて擬似薄暮時走行を行う（ただし、講習から講習への移動時間の短い場合に

限る) 講習方法により実施すること。

なお、講習中に日没となった場合は、道路における講習を行っても差し支えないものとする。

(4) 本講習については、次のことに留意すること。

ア 日没とは、太陽の上限が地平線又は水平線に没したときを指し、具体的には国立天文台が発表する各地の日没時間によること。

イ 擬似薄暮時走行については、色つきゴーグル(透過率40%の黒色レンズで、レンズ面以外の部分からゴーグル内部へ光の進入が遮断できるもの。)を使用すること。

また、あらかじめ施設内のコースにおける周回コース、幹線コース又は坂道コース等を含むコースを設定するとともに、コース上に走行する四輪車等を混入させ行うこと。

ウ 道路における講習を行う場合は、中央分離帯のないコースで行うこと(設定されたコースに至るまでは中央分離帯のあるコースを走行しても差し支えないものとするが、設定できる範囲で可能な限り距離の長いものを設定すること。)。

2 講習指導員の数

(1) 本講習を運転シミュレーターにより行う場合は、集団講習によることができるものとする。

(2) 暗室における講習については、施設の規模により適正な講習が実施できる人数とすること。

5 悪条件下での運転	
講習細目	指導要領
1 積雪、凍結道路の運転の仕方	積雪、凍結路面において急ブレーキや急ハンドル操作を実施させ、その危険性を理解させるとともに、早めの制動や十分な車間距離等、安全な走行方法について訓練させる。
2 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方	視界不良の場合における視界の確保方法及び危険要因の早期発見方法を修得させ、早めの制動や十分な車間距離の確保等、安全な走行方法について訓練させる。
3 豪雨、強風下での運転の仕方	豪雨及び強風下における車体への影響を理解させるとともに、同状況下における安全な走行方法について訓練させる。
4 道路冠水の場合の措置	冠水部分における走行可否のみきわめ方法を修得させるとと

	もに、通過後の安全確認等を理解させる。
講習実施要領	
1 講習方法	(1) 道路又は施設内のコースにおいて実際の悪条件下の運転に係る講習を行う場合は、凍結又は積雪状態にある路面での走行に限らせること。 また、上記方法により教習を行う場合は、安全確保がなされている場合に限ること。 (2) ただし、上記(1)の方法に代えて次の方法により行うことができるものとする。 ア 運転シミュレーターを使用して行うもの。 イ スキッドコース又はスキッド講習車を使用するもの（以下「スキッド講習」という。） ウ 講習の一部として運転シミュレーターによる講習を行った後、引き続き上記(1)の方法による講習を行うもの（ただし、講習から講習への移動時間が短い場合に限る。）。 (3) なお、道路における講習又は施設内のコースにおける講習において、実際の悪条件下における運転に係る講習を行う場合、又は、スキッド講習を行う場合（悪条件の一部での走行のみの場合）については、他の悪条件下における運転に係る留意点について口頭で細く説明すること。
2 講習指導員の数	運転シミュレーターによる講習又はスキッド講習を行う場合は、集団講習によることができるものとする。ただし、上記方法によりスキッド講習を集団で行う場合は、運転しない他の受講者は安全な場所で見学する方法によるものとする。
3 使用車両	準中型車講習にあつては、準中型自動車又は普通自動車を使用すること。

※ 普通車を使用した講習については、別表 3 普通車講習指導要領によるものとする。

別表 3

普通車講習指導要領

1 危険を予測した運転（実技）		
講習細目	指導要領	備考
(1) 危険要因の とらえ方	○ 交差点、カーブでの走行や駐車 車両の側方通過等の危険場面を含 む路上を走行させ、素早く危険場	○ 特定後写鏡等条件が付される者 に対しては、左記の指導を行う前 に、コースにおける実車走行によ

	面をとらえる訓練をさせる。	り、次の要領により指導を行う。
(2) 起こり得る危険の予測	○ とらえた危険場面ごとに、危険を予測するための着眼点について指導し、顕在的危険と潜在的危険を予測させる。 ○ 受講者がどのような予測をしているか質問するなどして、理解度を把握するように心掛ける。	この場合、②の外輪差の体感及び③の警音器の吹鳴の指導を実施するときは、補聴器を使用させないこととする。 ① 緊急自動車が接近してきたことを周囲の交通の状況から視覚により認知し、対応するために必要な技能について、教習車両のリアトランクに赤色回転灯を設置するなどして行う。
(3) より危険の少ない運転行動の選び方	○ 危険が発生しても安全に対応できる速度、走行位置、安全空間等を前もって選ばせる。 (複数の受講者を乗車させている場合) ○ 運転者以外の受講者に観察表に記録させるなどして、引き続き行われる「2 危険予測ディスカッション」で効果的な討議が行えるよう準備させるとともに、情報のとらえ方や危険場面での対応の仕方について自分の運転と比較させて、よい部分を吸収させる。	② 狭い道路から広い道路に前進及び後退し、又は道路外から道路に前進及び後退するときにおける危険を予測した運転に必要な技能について、他の車両を模した自動車その他の物を設置するとともに、車両から降車して確認を行わせる。 また、後退時にパイロンに接触させるなどして、外輪差を体感させる。なお、準中型車講習において後退時の実技を実施するものは、本講習における後退時の実技を省略することができるものとする。 ③ 「警笛鳴らせ」又は「警笛区間」を表示する規制標識が設置されている道路を通行するときにおける危険を予測した運転に必要な技能について、対向車を模したパイロ

		ン等をカーブ部分、また、これを確認しにくくする遮蔽物をカーブ部分の内側に接するようにして設置して、警音器を適切に吹鳴させるとともに、危険を回避する方法をとらせる。
--	--	---

2 危険予測ディスカッション（討議）		
講習細目	指導要領	備考
(1) 危険予測の重要性	○ 教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、かつ、具体的な事例を挙げて「危険予測の意義、重要性」について説明する。	○ 特定後写鏡等条件が付される者に対しては、特に次の事項について、対話形式により行う。また、運転する場合に危険を感じる場面
(2) 走行中の危険場面	○ 直前に実施された「1 危険を予測した運転」走行中の場면을素材にして、受講者に危険場面を抽出させる。その際、できるだけ受講者相互の討議の中から引き出させてから、不足している内容について指導員が補足説明するよう心がけること。	への対処に関し、質疑を行うほか、今後、運転を実際に行い気付いた事項について警察への連絡を依頼する。 ① 踏切を通過しようとするときにおいて、列車が接近してきたことを周囲の交通の状況から認知する方法
(3) 起こり得る危険の予測	○ それぞれの危険場面において起こり得る危険を予測させ、それがなぜ危険なのかを理解させる。	② 緊急自動車が接近してきたことを周囲の交通の状況から視覚により認知する方法
(4) より危険の少ない運転行動	○ 予測される危険に対してとる運転行動のうち、どのような運転行動をとることが最も安全であるかを考えさせる。	③ その他交通の状況を聴覚により認知できない状態とする運転に係る危険があるおそれがある交通の状況及び当該状況における安全な運転の方法 ④ 特定後写鏡等条件で運転する場合

		合に遵守すべき事項（特定後写鏡等の意義、普通車の意義及び聴覚障害者標識の意義）
--	--	---

3 高速道路での運転に必要な知識（講義）		
講習細目	指導要領	備考
(1) 高速道路利用上の心得	○ 教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、高速道路の特徴及び施設の利用法、高速走行の特性、走行要領等について理解させる。	
(2) 走行計画の立て方	○ 自由度の少ない高速道路においては、燃料補給や適度な休憩を折り込んだゆとりある走行計画を立てるように指導する。	
(3) 本線車道への進入	○ 一般道路から、料金所、ランプウェイ等を通行して、本線車道へ合流するまでの運転の流れを理解させる。	
(4) 本線車道での走行	○ 急ブレーキ・急ハンドルの回避トンネルやインターチェンジ付近の走行の仕方、追越しの仕方等について理解させる。	
(5) 本線車道からの離脱	○ 本線車道から、減速車線、ランプウェイ等を通行して一般道路に流入するまでの運転の流れを理解させる。	

4 高速道路での運転に必要な技能（実技）		
講習細目	指導要領	備考
(1) 高速走行前の車両の点検	○ 高速走行前に必要とされる点検の仕方を指導する。	○ 受講者の技量や交通状況等に応じて車線変更を積極的に行わせる

の仕方	① 燃料の量 ② エンジンオイルの量 ③ 冷却水の量、漏れ ④ ファンベルトの張り具合、損傷 ⑤ タイヤの溝の深さ	など施設を十分に活用すること。
(2) 本線車道への進入	○ 次の事項について指導する。 ① インターチェンジの通行 ② 料金所付近のマナーと心得 ③ 本線車道の車両の確認 ④ 加速車線での加速 ⑤ 本線車道へのなめらかな進入	
(3) 本線車道での走行	○ 次の事項について指導する。 ① 一定速度による走行 ② 走行車線での走行方法 ③ 車間距離の維持 ④ 車線変更 ⑤ 追越し ⑥ アクセルワークによる速度調節	
(4) 本線車道からの離脱	○ 本線車道から減速車線、ランプウェイ等を通行させ、一般道路へ流入させる。 ① 減速車線での走行方法 ② エンジンブレーキの活用 ③ 一般道路に応じた速度での走行	

別表 4

大型二輪車講習及び普通二輪車講習指導要領

1 危険を予測した運転（実技）	
-----------------	--

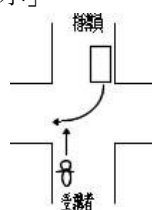
講習細目	指導要領	備考
(1) 危険要因の らえ方	○ 受講者は3人までとし、1人10分～15分程度の 模擬体験走行を行う。	・運転シミュレータ ーを使用する。
(2) 起こり得る危 険の予測	○ 運転シミュレーターの危険場面を体験させ、 指導員の解説により危険予測の仕方を指導す る。	
(3) 危険の少ない 運転行動の選び 方	○ あらかじめ設定された危険場面、注意場面を 選択し、複数（3人以内）の受講者に交代で体 験させる。 ○ 後部から他の受講者が行う運転状況を観察 させ、自分の予測、判断、対応の仕方との違い を比較させて、よい部分を吸収させる。 ○ 指導員が模範運転を行い、自分の運転との違 いを気付かせる。その際、どこが違うか指導員 は説明しないで、引き続き行われる「2危険予 測ディスカッション」に役立てる。	・ディスカッション 時に意見交換がで きるよう、受講者 に改善すべき点 を見つけだしチェッ クしておくよう指 導する。

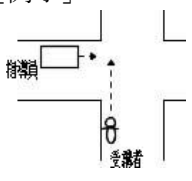
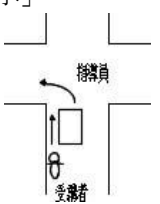
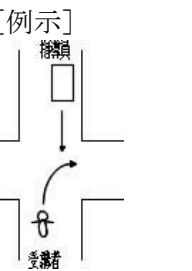
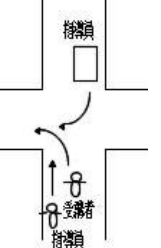
2 危険予測ディスカッション（討議）		
講習細目	指導要領	備考
(1) 危険予測の重 要性	○ 教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、かつ、 具体的な事例を挙げて「危険予測の意義、重要 性」について説明する。	・運転シミュレータ ー終了後に行う。
(2) 走行中の危険 場面	○ 直前に実施された「1 危険を予測した運転」 走行中の場面を素材にして、受講者に危険場面 及び指導員との運転の違いなどを抽出させる。 その際、できるだけ受講者相互の討議の中から 引き出させてから、不足している内容について 指導員が補足説明する。	

(3) 起こり得る危険の予測	○ それぞれの危険場面において起こり得る危険を予測させ、それがなぜ危険なのかを理解させる。	
(4) より危険の少ない運転行動	○ 予測される危険に対してとる運転行動のうち、どのような運転行動をとることが最も安全であるかを考えさせる。	

3 二人乗り運転に関する知識（講義）		
講習細目	指導要領	備考
(1) 二人乗りに関する法規制の内容	○ 教本、DVD等必要な教材を用い、二人乗りに関する法規制の内容について説明する。	
(2) 二人乗りの運転特性	○ 教本、DVD等必要な教材を用い、一人乗りと二人乗りとの違い及び一人乗りでの運転習熟の重要性について説明する。	

4 基本走行（実技）		
(1) ケース・スタディ（交差点）		
講習細目	指導要領	備考
特徴的事故の危険に対応した走行	○ 車両等の設定はコースに応じ、停止状態、走行中等実施方法を工夫して行うこと。 ○ コース内の交差点以外の場所で、同様な場面を設定し、実施してもよい。	・ 運転シミュレーターで行うことができる。
ア 直進する場合	○ 直進二輪車と右折四輪車（右直） （方法例） ・ 直進二輪車を受講者が運転し、四輪車（二輪車でも可）を指導員が運転して、可能な限り場面を設定する。	



	○ 出会い頭 [例示] (方法例)  - 二輪車を受講者が運転し、四輪車（二輪車でも可）を指導員が運転して、可能な限り場面を設定する。 ○ 巻き込まれ防止 (方法例) [例示] - 四輪車（実車）の内輪差を確認させる。 - 四輪車から見やすい位置に停止する。 - 左折する四輪車に接近しない。  イ 右折する場合 ○ 直進四輪車と右折二輪車 [例示] (方法例)  （右直）と設定を逆にして、二輪車を受講者が運転し、四輪車（二輪車でも可）を指導員が運転して、可能な限り場面を設定する。 ウ 左折する場合 ○ 対向右折四輪車又は並進する二輪車と、左折二輪車 (方法例) [例示]  - 左折する二輪車を受講者が運転し、右折する四輪車（二輪車でも可）を指導員が運転し
--	--

	て、可能な限り場面を設定する。 ・ 並進する二輪車を指導員が運転し、左折する二輪車を受講者が運転して、可能な限り場面を設定する。	
--	---	--

(2) 交通の状況及び道路環境に応じた運転		
講習細目	指導要領	備考
(1) 速度調節	○ 周回、幹線及び狭路コースの連続走行により、直線路、交差点及びその付近、カーブ、狭い道路等での速度の調節の必要性及び調節の仕方を指導する。	
(2) 行き違い及び側方通過	○ 周回、幹線及び狭路コースの連続走行により、幅員の広い道路、カーブ、狭い道路、駐車車両等の障害物の側方通過時の安全な行き違い及び側方通過の仕方を指導する。	
(3) 追い越し及び追い越され	○ 周回、幹線コースの連続走行により、追い越しの判断、追い越しの方法、追い越され方を指導する。	
(4) 制動の時期及び方法	○ 周回、幹線コースの連続走行により、空走距離、制動距離及び周囲の交通状況に応じた安全かつ円滑な制動の必要性及び行い方を指導する。	
(5) 自由走行	○ 自主的な運転行動 連続する総合的な課題を法規に従って自主的に走行させる。 ・ 課題は受講者の希望を踏まえながら、3つ程度を必ず通過するように指導員が設定し、教示する。	

	(指導例) 「直線狭路コース」、「屈折コース」、「曲線コース」を通過するようコースを設定させる。	
--	---	--

別表 5

大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習における指導及び実施要領

1 危険を予測した運転	
講習細目	指導要領
1 危険要因のとらえ方	絶えず変化する道路上の危険要因（情報）をより早く、より広く、より深くとらえさせ、これらの情報を取捨選別する方法について訓練させる。
2 起こり得る危険の予測	とらえた危険要因（情報）ごとに、危険予測の仕方について解説指導し、顕在的・潜在的危険を予測させる。 個癖にとらわれた予測を払拭し、どの危険に対してどのような予測をするか個々具体的に指導し、教習生にも順次危険要因を拾い上げさせ予測の仕方を定着させる。
3 危険の少ない運転行動の選び方	入手した情報により予測した危険について、安全な回避行動を選択させる。 旅客輸送の運転者として、一般の運転者より安全な運転行動の必要性を理解させるとともに、余裕を持った回避行動を定着させる。
講習実施要領	
1 講習の方法	
(1) 観察学習による講習及び、コメンタリードライビングによる講習をそれぞれ1時間行うこと。ただし、観察学習については、受講者が観察することのみに終始しないよう指導すること。 また、観察学習についてのみ、運転シミュレーターによる講習（集団講習可）を行うことができるものとする。	
(2) 上記方法による講習を2時間連続で行った後、引き続き講習項目2「危険予測ディスカッション」（1時間）を行うことが望ましいものとする。ただし、3時間連続で行うことが困難な場合については、次の方法によることができるものとする。	

ア 観察学習を行った後、引き続き講習項目2「危険予測ディスカッション」を行い、その後近接した機会（講習と講習の間に他の講習を挟まないもの。）にコメンタリードライビングを行うもの。

イ 観察学習を行った後、これに近接した機会にコメンタリードライビングを行い、それに引き続き講習項目2「危険予測ディスカッション」を行うもの。

2 講習指導員の数

観察学習、及び上記1(2)の方法による本講習及び講習項目2「危険予測ディスカッション」を3時限以上連続で行う場合におけるコメンタリードライビングについてのみ、複数講習を行うことができるものとする。

なお、上記方法による場合は、それぞれの受講者の運転できる機会が均等になるよう配慮すること。

3 使用車両

大型旅客車講習にあつては、大型自動車（バス型、乗車定員30人以上）を、中型旅客車講習にあつては、中型自動車（バス型、乗車定員11人以上29人以下）を、普通旅客車講習にあつては、普通自動車を使用すること。

2 危険予測ディスカッション	
講習細目	指導要領
1 危険予測の重要性	視聴覚教材等必要な教材を用い、かつ、具体的な事例を挙げて「危険予測の意義、重要性」について説明する。
2 走行中の危険場面	直前に実施された「危険を予測した運転」における走行中の場면을素材にして、受講者に危険場면을抽出させる。その際、できるだけ受講者からの発言を引き出し、不足している内容について指導員が補足説明するよう心掛ける。
3 起こり得る危険の予測	それぞれの危険場面において起こりうる危険を予測させ、それがなぜ危険なのかを理解させる。
4 より危険の少ない運転行動	予測させる危険に対してとる運転行動のうち、どのような運転行動をとることが最も安全であるかを考えさせる。
講習実施要領	
1 講習方法	

- (1) 講習項目1「危険を予測した運転」を行った後、引き続き連続して本講習を行うことが望ましいものとする。ただし、3時間以上連続して行うことができない場合にあっては、講習項目1「危険を予測した運転」の講習方法における1(2)ア、イの方法により、少なくとも実技に係る講習を1時間以上行った後に引き続き連続して行うこと。
- (2) 講習指導員の一方的な説明に終わることなく、できるだけ受講者の考え方や疑問を引き出し、発言させること。
また、ディスカッションの素材となりやすい場所や危険場面の写真等をあらかじめ準備しておき、これを効果的に活用した講習を行うなど、実施方法について工夫すること。
- (3) 本講習における講習指導員はできるだけ直前に行った実技に係る講習における講習指導員が引き続き行うこと。
- (4) 本講習における受講者の数は、受講者全員がディスカッションに参加できる適正な人数とすること。

3 夜間の運転	
講習細目	指導要領
1 夜間における運転視界の確保の仕方	前照灯の照射角度により視界に差があることを理解させるとともに、視界確保の仕方について修得させる。
2 夜間における道路交通に係る情報の捉え方	蒸発現象や眩惑等、夜間特有の現象を理解させ、早期的確な情報の捉え方について修得させる。
3 夜間における運転の仕方	前照灯の切り替え等、夜間におけるよりよい運転方法を理解させ、反復指導してこれを修得させる。
講習実施要領	
1 講習方法	(1) 日没後の道路における講習を原則とすること。 (2) ただし、上記(1)の方法に代えて次の方法により行うことができるものとする。 - ア 運転シミュレーターを使用して行うもの。 - イ 講習の一部として、日没後に運転シミュレーターによる講習、暗室における講習、施設内のコースにおける講習により夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き道路における講習を行うもの（ただし、講習から講習への移動時間の短い場合に限る。）。

ウ 本講習については、次のことに留意すること。

道路における講習を行う場合は、中央分離帯のないコースで車内の照明を点灯（大型旅客車講習のみ）させて行うこと（設定されたコースに至るまでは中央分離帯のあるコースを走行しても差し支えないものとするが、設定できる範囲で可能な限り距離の長いものを設定すること。）。

(3) 日没後に本講習を行うことができない場合に限り、次の方法により行わせることができるものとする。

ア 日没に近接した時間に行うこと。

イ 講習の一部として運転シミュレーターによる講習又は暗室による講習により、夜間特有の眩惑・蒸発現象等を認識・理解させた後、引き続き施設内のコースにおいて擬似薄暮時走行を行うものであること（ただし、講習から講習への移動時間の短い場合に限る。）

ウ 本講習については、次のことに留意すること。

○ 日没とは、太陽の上限が地平線又は水平線に没したときを指し、具体的には国立天文台が発表する各地の日没時間によること。

○ 擬似薄暮時走行については、色つきゴーグル（透過率40%の黒色レンズで、レンズ面以外の部分からゴーグル内部へ光の進入が遮断できるもの。）を使用すること。

また、あらかじめ施設内のコースにおける周回コース、幹線コース又は坂道コース等を含むコースを設定するとともに、コース上に走行する四輪車等を混入させ行うこと。

2 講習指導員の数

(1) 本講習を運転シミュレーターにより行う場合は、集団講習によることができるものとする。

(2) 暗室における講習については、施設の規模により適正な講習が実施できる人数とすること。

3 使用車両

大型旅客車講習にあつては、大型自動車（バス型、乗車定員30人以上）を、中型旅客車講習にあつては、中型自動車（バス型、11人以上29人以下）を、普通旅客車講習にあつては、普通自動車を使用すること。

4 悪条件下での運転	
講習細目	指導要領
1 積雪、凍結道路の運転の仕方	積雪、凍結路面において急ブレーキや急ハンドル操作を実施させ、その危険性を理解させるとともに、早めの制動や十分な車間距離等、安全な走行方法について訓練させる。
2 濃霧、吹雪、砂塵等で視界不良の場合の運転の仕方	視界不良の場合における視界の確保方法及び危険要因の早期発見方法を修得させ、早めの制動や十分な車間距離の確保等、安全な走行方法について訓練させる。
3 豪雨、強風下での運転の仕方	豪雨及び強風下における車体への影響を理解させるとともに、同状況下における安全な走行方法について訓練させる。
4 道路冠水の場合の措置	冠水部分における走行可否のみきわめ方法を修得させるとともに、通過後の安全確認等を理解させる。
講習実施要領	
1 講習方法	(1) 道路又は施設内のコースにおいて実際の悪条件下の運転に係る講習を行う場合は、凍結又は積雪状態にある路面での走行に限らせること。 また、上記方法により教習を行う場合は、安全確保がなされている場合に限ること。 (2) ただし、上記(1)の方法に代えて次の方法により行うことができるものとする。 ア 運転シミュレーターを使用して行うもの。 イ スキッドコース又はスキッド講習車を使用するもの。 ウ 講習の一部として運転シミュレーターによる講習を行った後、引き続き上記(1)の方法による講習を行うもの（ただし、講習から講習への移動時間が短い場合に限る。）。 (3) なお、道路における講習又は施設内のコースにおける講習において、実際の悪条件下における運転に係る講習を行う場合、又は、スキッド講習を行う場合（悪条件の一部での走行のみの場合）については、他の悪条件下における運転に係る留意点について口頭で細く説明すること。
2 講習指導員の数	運転シミュレーターによる講習又はスキッド講習を行う場合は、集団講習によることができるものとする。ただし、上記方法によりスキッド講習を集団で行う場合は、運転しない他の受講者は安全な場所で見学する方法によるものとする。

3 使用車両
大型旅客車講習にあつては、大型自動車（バス型、乗車定員30人以上）、中型自動車（バス型、乗車定員11人以上29人以下）又は普通自動車を、中型旅客車講習にあつては、中型自動車（バス型、乗車定員11人以上29人以下）又は普通自動車を、普通旅客車講習にあつては、普通自動車を使用すること。

5 身体障害者等への対応	
講習細目	指導要領
1 子供、高齢者の行動特性を理解した運転行動と対応	教本、視聴覚教材等を用い、旅客となりうる子供、高齢者の行動を理解させるとともに、より安全な運転行動と対応を修得させる。
2 身体障害者の行動特性を理解した運転行動と対応	身体障害者の特性を理解させるとともに、実習形式で車両へ身体障害者を乗車させる方法について修得させる。
講習実施要領	
1 講習方法	(1) 大型旅客車講習にあつては、バス型の大型自動車（及び必要に応じバス型の中型自動車又は普通自動車）を、中型旅客車講習にあつては、バス型の中型自動車（及び必要に応じバス型の大型自動車又は普通自動車）を、普通旅客車講習にあつては、普通自動車（及び必要に応じバス型の大型自動車又はバス型の中型自動車）を用い、施設内のコースその他の設備において実習形式により行うこと。 (2) 講習の一部として車椅子利用者に係る乗降時の対応要領について、講習指導員又は受講者が互いに運転者又は乗客となって実習を行うこと。 なお、この場合車椅子を使用することが望ましいものとするが、車椅子に代えて椅子を使用しても差し支えないものとする。 (3) 講習の一部（約20分以内）については、DVD等の視聴覚教材を使用した講習を行うことができるものとする（ただし、講習から講習への移動時間が短い場合に限る。）。
2 講習指導員の数	講習指導員1名が6人以内の受講者に対し行うことができるものとする。
3 合同講習の方法	当該講習は、大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習の合同講習を行う

ことができるものとする。

別記様式

大 型 車 講 習 等 事 故 発 生 報 告 書

年 月 日

運転免許課長 殿

教習所名
管 理 者 印

下記のとおり講習中に交通事故が発生したので報告します。

事故種別															
事故原因		第一当事者						第二当事者							
発生日時		年 月 日			午前・後			時 分頃		曜		天候			
発生場所															
道路等級		国道（ 号 ） ・ 県道（ 線 ） ・ 市町村道 ・ その他													
道 路 状 況	形態	直線・曲線		交差点（信号機・作動・点滅・滅灯・無し）踏切第 種											
	状態	舗装・非舗装 （ 乾・湿潤・凍結 ）						交 通 規 制	有 ・ 無	・ ・ ・ ・ ・					
	地形	市 街 ・ 非 市 街								速 度	駐 停 車	は み 禁 止	一 時 停 止	横 断 禁 止	そ の 他
	見通し	良 ・ 悪								km					
指 導 員	氏名	年 月 日生（ 歳 ）						採用		年 月 日					
	免許種別					免許証等有効期間				年 月 日					
第 一 当 事 者	運 転 者 ・ 講 習 者	氏名	男・女		年 月 日生（ 歳 ）										
		住所													
		職業													
		免許種別					取得	年 月 日							
		免許番号又は免許情報記録の番号					交付	年 月 日							
		車種				AT・MT	車名			被 害 程 度					
		年式				最大積載	kg								
		番号				排 気 量	cc								
定員	人 （乗車人員 人）														

第 二 当 事 者	運 転 者 ・ 講 習 者	氏名										男・女		年		月		日生(歳)	
		住所																	
		職業																	
		免許種別										取得		年		月		日	
		免許番号又は免許情報記録の番号										交付		年		月		日	
		車種						AT・MT		車名				被 害 程 度					
		年式						最大積載		kg									
		番号						排気量		cc									
定員		人 (乗車人員 人)																	
事 故 の 概 要																			
現 場 略 図																			

別記様式

(令 7 佐本運免発87・全改)